

令和2年度第1回「三崎中学校跡地等城山地区市有地」事業者募集を目指した ヒアリング調査実施要領

1 調査の目的

三浦市は、三崎中学校跡地等城山地区市有地の、公民連携による民間活力を生かした利活用を目指して取り組んできました。

令和元年度には、三崎中学校跡地等城山地区市有地における事業化可能性の有無や事業者募集における各種条件を整理するために2回のサウンディング調査を実施しました。その結果、事業化の可能性があるとする事業者が複数ありました。また、事業者募集における条件面では三浦市としてスケジュールを明確にすべきである、などのご意見を頂きました。

前年度の結果を踏まえ、庁内を中心にスケジュールに関する調整を行い、概ねのスケジュールをお示しすることのできる状況が整いました。そこで、三浦市の考えるスケジュールのスピード感で事業化が可能か否かなど事業者募集の条件について、ヒアリングにより民間事業者の声をお伺いしたいと考えています。

また、令和元年度のサウンディング調査は、新型コロナウイルスが民間事業者の皆さまに与える影響についてあまり予測できない状況の中で行ったものと認識しています。そのため、現時点における事業化の可能性についても、あらためてヒアリングにより民間事業者の皆さまの生の声を伺い、事業者募集の時期や内容について検討を行うことを目的としてヒアリング調査を実施します。

2 調査対象

(1) 調査対象施設（対象施設の概要は別添資料をご参照ください）

名称：三崎中学校跡地等城山地区市有地

所在地：三浦市城山町1番1号他

敷地面積：約3.15ha

(2) 調査対象者

三崎中学校跡地等城山地区市有地の利活用提案を行い、かつ自らが主体的に事業を実施する意向をもつ民間事業者（NPO団体その他団体を含む）またはそのグループ（業種や業態は問いません）。

3 サウンディング調査実施期間・場所

サウンディング調査は、以下の期間の中で参加希望日時と希望場所を伺い、調整して決定します。場所につきましては、原則としてこちらがお伺いして実施する想定です。

実施期間：令和2年8月24日（月）から9月30日（水）まで（土日・祝祭日を除く）

4 調査の進め方

本ヒアリング調査に参加をご希望される場合は、調査実施期間内に、6 問い合わせ先に記載の、E メールアドレス又は電話にてお申し込みください。日時や場所について調整させていただきます。調査時間は、概ね 1 時間を想定しています。

調査結果の公表につきましては、本市ホームページにより行います。なお、参加事業者の名称、各事業者のノウハウに関する内容等については公表いたしません。

5 その他留意事項

(1) 参加除外条件

応募者が次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認められませんので、あらかじめご了承ください。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当。
- ・三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中である。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされている。
- ・三浦市暴力団排除条例（平成 23 年三浦市条例第 2 号。以下「市条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 条に規定する暴力団経営支配法人等。
- ・神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している。
- ・役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員（市条例第 2 条第 5 号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有している。

(2) その他

- ・参加事業者の名称は非公表とします。
- ・ヒアリング参加に要する費用の弁済及び報酬はありません。

6 問い合わせ先

三浦市政策部市長室（担当：澤口）

〒238-0298 神奈川県三浦市城山町 1 番 1 号

電話 046-882-1111（内線 441）

FAX 046-882-2836

E-mail seisaku0202@city.miura.kanagawa.jp